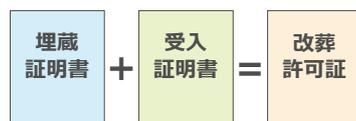


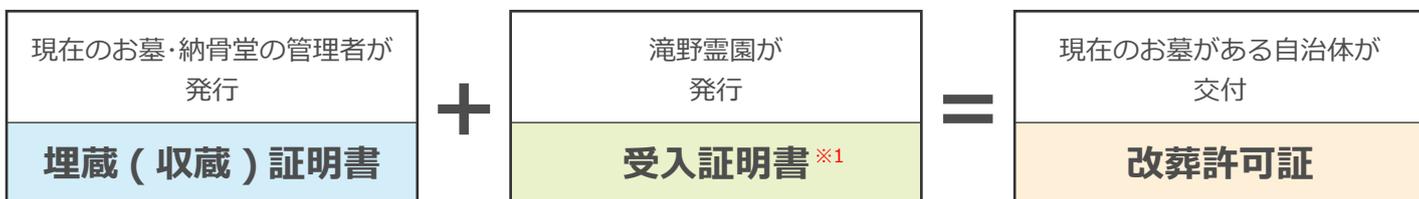


すでに埋蔵したお骨を違う墓地に移すことを「改葬」といいます。
改葬には、お骨が納められている墓地・寺院が所管する自治体の許可を受ける必要があります。

■ 他墓所から滝野霊園へ改葬する場合



1 **改葬許可証** の交付を受けてください ※ 手続き内容は自治体により異なります



※1 受入証明書は権利者宛に発行します
札幌市など、自治体により受入証明書の提出が不要の場合があります

2 現在のお墓・納骨堂からお骨を取出してください

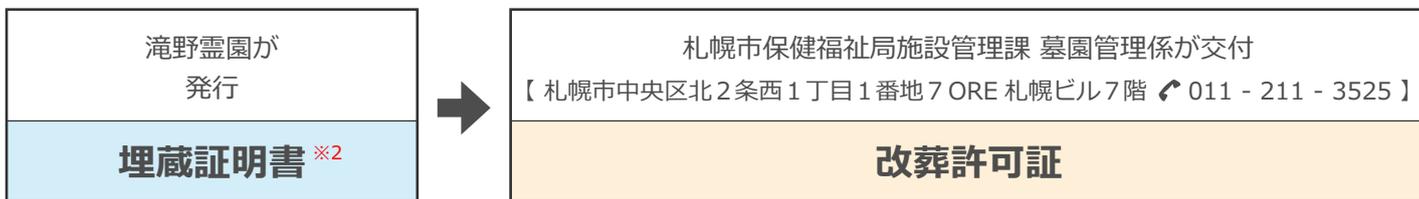
3 滝野霊園に **改葬許可証** を提出し、納骨してください

※ 日時のご予約と事前の手続きが必要です ※ 墓所権利者の親族以外の焼骨を埋蔵することはできません
● 必要書類など / 埋蔵申請書・改葬許可証・権利者の本人確認書類のコピー・納骨手続料 16,500 円

■ 滝野霊園から他墓所へ改葬する場合



1 **改葬許可証** の交付を受けてください



※2 ● 埋蔵証明書申請必要書類など / 証明書発行申請兼改葬申請書・権利者の本人確認書類のコピー

2 滝野霊園に **改葬許可証のコピー** を提出し、お骨を取出してください

※ 日時のご予約と事前の手続きが必要です ※ 取出したお骨の入れ物(骨つぼや袋など)をご用意ください
● 必要書類など / 改葬許可証のコピー・改葬手続料 16,500 円

3 新しいお墓・納骨堂の管理者に **改葬許可証** を提出し、納骨してください

● 滝野霊園内での改葬の場合も 1 2 3 の手続きが必要です